

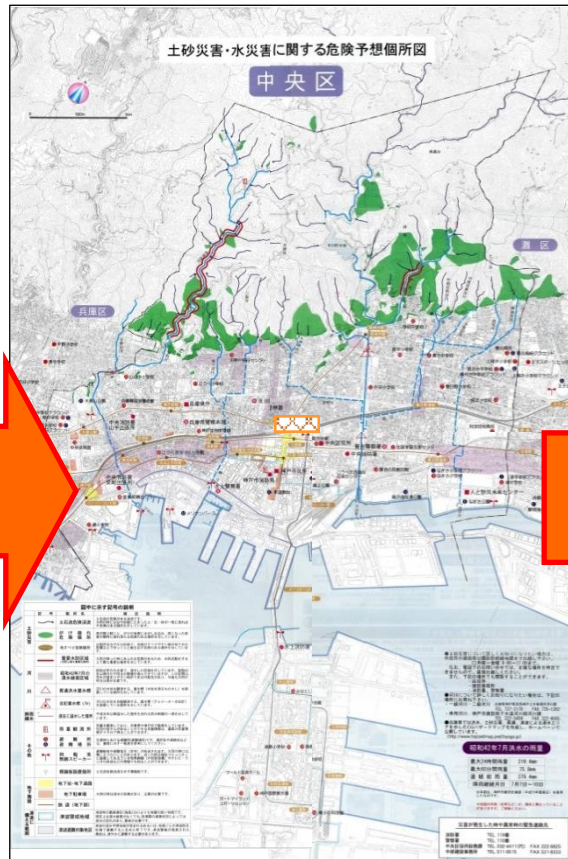
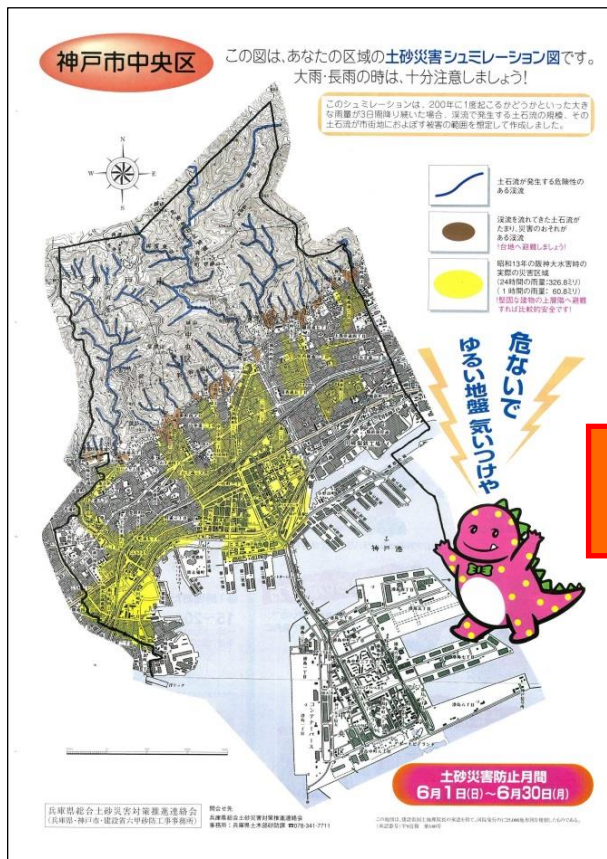
広報誌による危険予想区域図の軌跡

神戸市広報紙(防災特別号)の防災ガイドより

平成9年

平成18年

令和6年



土砂が発生する危険性のある溪流

溪流を流れてきた土砂流がたまり、災害のおそれがある溪流
台地へ避難しましょう!

昭和13年の阪神大水害時の実際の災害区域
(24時間の雨量: 326.8ミリ)
(1時間の雨量: 60.8ミリ)
堅固な建物の上層階へ避難すれば比較的安全です!

図中に示す記号の説明		
	記号	補足説明
土砂災害		土砂流危険溪流 土砂流の危険がある溪流です。大雨の時には谷や斜面にたまった土・石・砂が一気に流れ出す危険のある箇所を示しています。
		がけ崩れ危険箇所 雨が降り続くがけの地表に水がしみ込み、弱くなった斜面が瞬時に崩れ落ちる危険のある場所を示しています。
		地すべり危険箇所 比較的ゆるやかな斜面で、地表のすべりやすい面が地下水の影響などでゆっくりと動き出す危険のある場所を示しています。
		土砂災害特別警戒区域

図中に示す記号の説明		
	記号	説明
土砂災害警戒区域		急傾斜地の崩壊(がけ崩れ) がけ崩れ、土砂流、地すべりが発生した場合、危害が生ずる恐れのある区域
		土砂流
		地すべり
土砂災害特別警戒区域		急傾斜地の崩壊(がけ崩れ) がけ崩れ、土砂流が発生した場合、建築物に損壊が生じ、著しい危害が生じる恐れのある区域
		土砂流

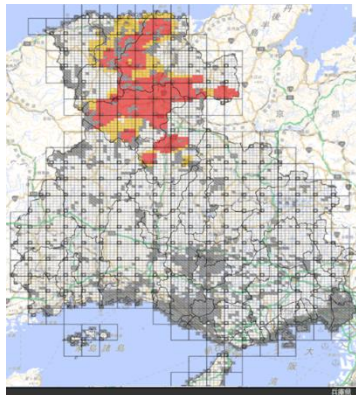
※指定手続中、予定地を含む
最新の情報は神戸市情報マップや兵庫県CGハザードマップでご確認ください。

地域別土砂災害危険度について

地域別土砂災害危険度とは

「地域別土砂災害危険度」は、市町単位で発表される「土砂災害警戒情報」を捕捉するため、市町内のどの地域が「土砂災害警戒情報」の発表基準(土砂災害警戒基準)を超過しているかを示す情報です。
 県内を1kmに細分したメッシュの色分けにより、2時間先までの危険度を表示します。
 またメッシュをクリックすれば、これまでの降雨と今後の降雨予測を考慮した危険度推移グラフをみることもできます。

- 現在、土砂災害警戒基準を超過
- 1時間先に土砂災害警戒基準を超過
- 2時間先に土砂災害警戒基準を超過



地域別土砂災害危険度のインターネット公開

【PC向けサイト】
<http://sabo.civil.pref.hyogo.lg.jp/chikidosya/>

【携帯端末向けサイト】
<http://sabo.civil.pref.hyogo.lg.jp/mobile/>

※携帯端末向けサイトは、二次元コードにてURLの登録が可能です。



スマートフォンで二次元コードを読み取って下さい



***** 地域別土砂災害危険度の見方 *****

①



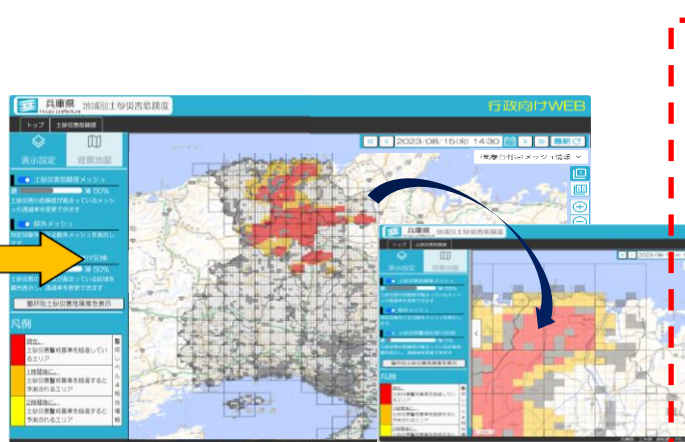
リアルタイム情報
クリック

②



土砂災害情報
クリック

③



詳細を知りたい区域
クリック

④



横軸：時間
縦軸：土砂災害危険度

土砂災害防止法について

■土砂災害防止法とは■

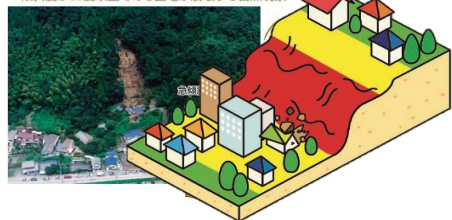
土砂災害から国民の生命を守るため
土砂災害のおそれのある区域（土砂災害警戒区域等）を示して

- ・危険の周知、
 - ・警戒避難体制の整備、
 - ・開発行為の制限、
 - ・建築物の構造規制、
 - ・既存住宅の移転促進 等
- ソフト対策を推進しようとするもの。

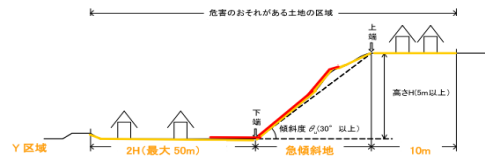
■土砂災害警戒区域の種類■

急傾斜地の崩壊

※傾斜度が30度以上である土地が崩壊する自然現象



- イ 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域
- ロ 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
- ハ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍以内の区域（50mを超える場合は50m）



土石流

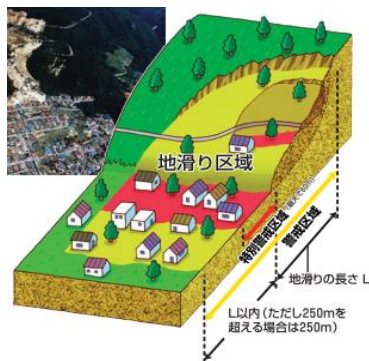
※山腹が崩壊して生じた土石等又は漂流の土石等が水と一体となって流下する自然現象



土石流の発生のおそれのある渓流において扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域

地滑り

※土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象
又はこれに伴って移動する自然現象



- イ 地滑り区域（地滑りしている区域または地滑りするおそれのある区域）
- ロ 地滑り区域下端から、地滑り地塊の長さに相当する距離（250mを超える場合は250m）の範囲内の区域

■何故土砂災害警戒区域を指定するのか？■

- 危険箇所の対策工事（ハード対策）には膨大な時間と費用を要する。
- 対策工事と併せて危険箇所を明らかにして、警戒避難体制の整備などソフト対策を充実させる。
- 日頃の備え。早めの避難。

■土砂災害警戒区域に指定されると・・・■

危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる

- 1 市町村地域防災計画への警戒避難体制の記載
- 2 災害時要援護者関連施設利用者のための警戒避難体制の整備
- 3 土砂災害ハザードマップによる周知の徹底
- 4 宅地建物取引業者は宅地建物の売買にあたり警戒区域内である旨について重要事項説明を行うことが義務付けられている

■土砂災害特別警戒区域に指定されると・・・■

特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる

- 1 特定の開発行為に対する都道府県知事による許可を要する
- 2 建築物の構造に対する指定検査機関の確認を要する
- 3 建築物の移転等の都道府県知事による勧告（支援措置有り）
- 4 宅地建物取引業者は宅地建物の売買にあたり特定の開発行為の制限に関する重要事項説明を行うことが義務付けられている

■警戒区域と特別警戒区域■

土砂災害警戒区域

土砂災害のおそれがある区域

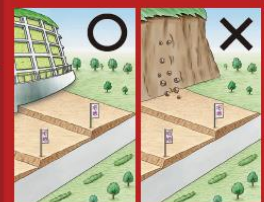


警戒避難体制の整備
土砂災害から生命及び身体を守るため、災害時の迅速な対応や避難誘導のために、警戒避難体制の整備が行われます。【国土社】

警戒区域では

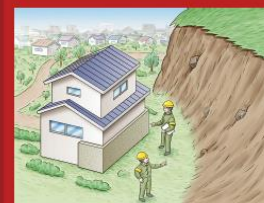
土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域

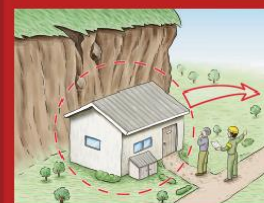


特定の開発行為に対する許可制
住宅地増設や転売利用目的の開発行為の制限、工事を行う場合にも許可を要します。【国土社】

特別警戒区域ではさらに

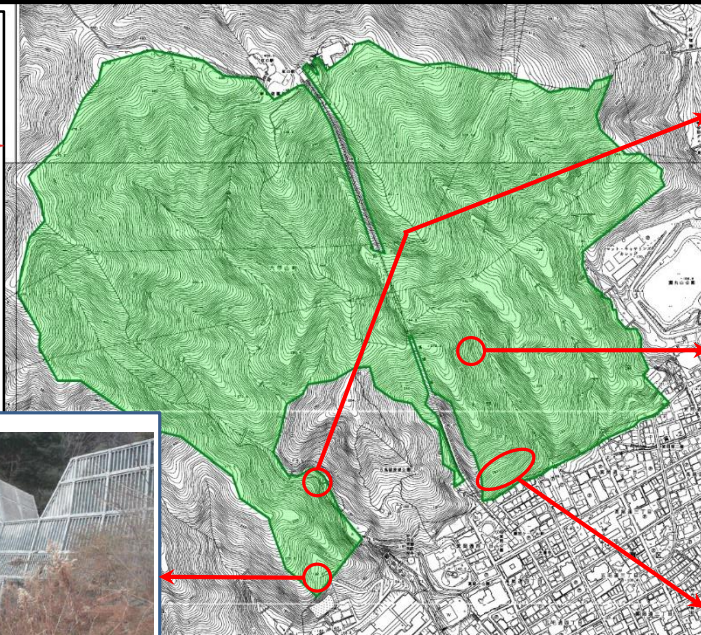


建築物の構造規制
居室を有する建築物は、作用する想定された地震動に対して建築物の構造が安全であることを確認されなければなりません。【国土社】



建築物の移転勧告
土砂災害時に発生し、住民等に著しい危害が生ずるおそれのある建築物は、所有者等に対し、移転等の勧告が行われます。【国土社】

グリーンベルト事業による20年間の整備状況



グリーンベルト事業による崩壊地緑化の軌跡

【生瀬地区 西宮市塩瀬町・山腹工】



[平成7年]

地震直後の山腹崩壊状況



[平成14年度 完成]

山腹工（法枠工）の施工直後の状況



[現 在]

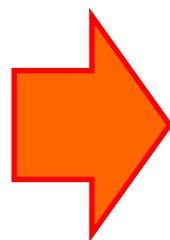
緑が復元した現在の状況
(法枠工は緑に隠されている)

【白瀬地区 宝塚市逆瀬台・山腹工】



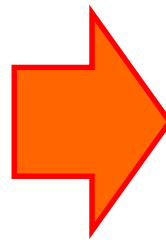
[平成7年]

地震直後の山腹崩壊状況



[平成10年度 完成]

山腹工（連続繊維補強土工）により
斜面の補強を図る



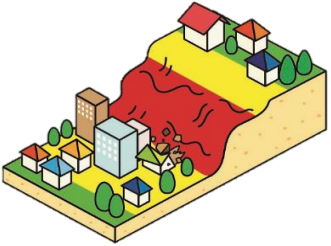
[現 在]

緑が復元した現在の状況

急傾斜地崩壊対策事業とは

1. 急傾斜地崩壊防止工事とは

がけ地に近接した区域において、**住民の生命を土砂災害から守る**ため、実施する工事です。本来は、**がけ地の土地所有者などが個々の責任において工事**を行うべきものですが、土地所有者などが工事を行うことが困難又は不適当な場合に、**県が代わりに工事**を行います。



2. 「急傾斜地崩壊危険区域」と「土砂災害警戒区域」の指定

急傾斜地崩壊防止工事を実施するためには、まず急傾斜地崩壊危険区域の指定が必要です。

【指定の要件】（以下のいずれも満たす必要があります）

- ①がけ地の**傾斜度が30度以上**
- ②**斜面の高さが5m以上**
- ③斜面の崩壊により危害の恐れのある**人家が5戸以上**

なお、指定されると区域内の土地の掘削、盛土、水を停滞させる行為などは、県知事の許可が必要になります。

また、工事を行う箇所では警戒避難体制（土砂災害の危険性・避難場所・避難経路の周知、避難情報の伝達など）を整備する必要があることから、「土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）」が指定されていないときは、新たに指定します。

※「急傾斜地崩壊危険区域」「土砂災害警戒区域」では、宅地建物取引業者は宅地建物の売買等にあたり区域内である旨について重要事項説明を行うことが義務づけられています。

3. 急傾斜地崩壊防止工事を行うことができないがけ地

- ・切土、盛土、構造物の設置等人の手が加わっている斜面（人工斜面）
- ・次の指定の区域（砂防指定地、地すべり防止区域、保安林等）

4. 急傾斜地崩壊防止工事の特徴

急傾斜地崩壊防止工事は、土地所有者等に代わって県が行います。したがって、一般の公共事業とは異なり、工事に係る用地は、県と使用貸借契約を締結して、県が無償で使用することとなります。（**用地買収は行いません**）

また、県が設置し所有する施設は、修繕等の管理は県が行いますが、草刈りや立木等の伐採、施設の排水路の清掃などの**日常の管理は、工事前と同様に土地所有者や近隣の方々に行っていただきます。**

工事着手にあたり、急傾斜地崩壊危険区域の指定の同意、急傾斜地崩壊防止工事の着手の同意、土地の使用貸借契約の締結が必要になります。

■ 代表的な対策方法

①斜面の下で土砂を受け止め家屋等を守る方法（待ち受け擁壁工）

【重力式タイプ】 【もたれ式タイプ】

②地山を押さええ侵食や崩壊の発生を防ぐ方法（法面工）

■ 施工事例

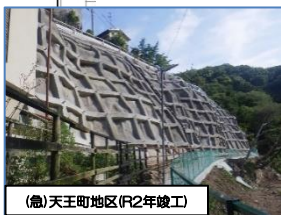


■ 効果事例

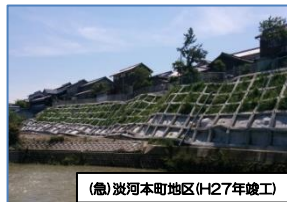


神戸市の急傾斜地崩壊対策事業 震災後の整備状況

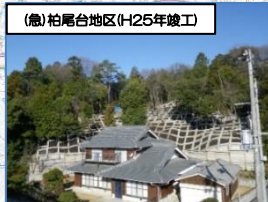
● 震災以降の急傾斜地崩壊対策整備箇所



(急)天王町地区(R2年竣工)



(急)淡河本町地区(H27年竣工)



(急)柏尾台地区(H25年竣工)



(急)花山台(2)地区(R4年竣工)



(急)住吉山手(2)地区(H28年竣工)



(急)布施畑(2)地区(R5年竣工)



(急)下畑町(3)地区(R5年竣工)



(急)藤原台(2)地区(H25年竣工)



(急)潮見が丘(2)地区(R3年竣工)



(急)上池田(2)地区(R元年竣工)



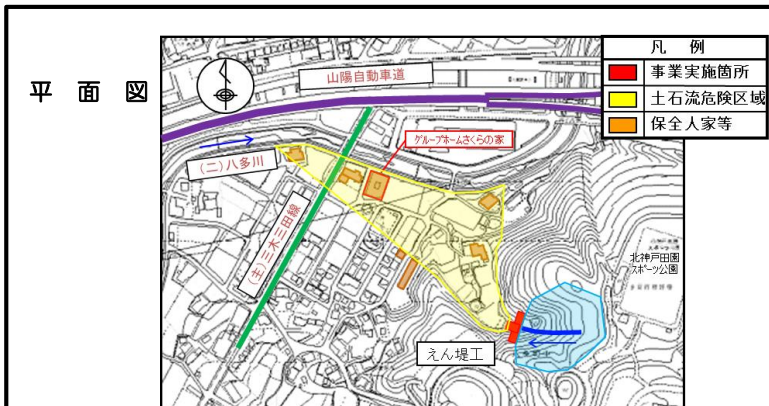
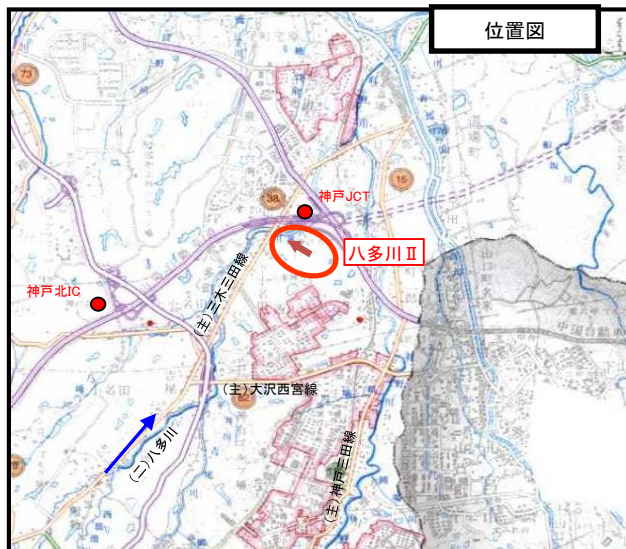
(急)鈴岡山西町(6)地区(H30年竣工)



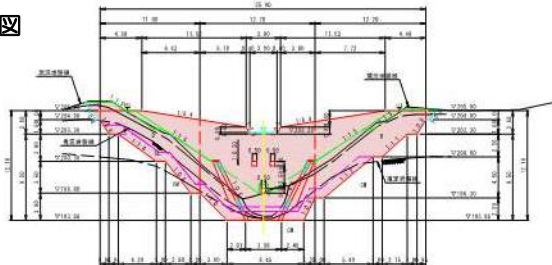
(急)吉尾地区(H28年竣工)

令和4年3月 北区八多川 通常砂防事業が完成

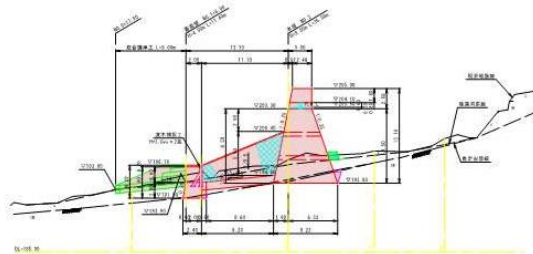
住宅および要配慮者利用施設があり、土石流の発生を防止する為、兵庫県が砂防堰堤を整備しました。



堰堤正面図



堰堤側面図



全景 (整備前)



工事中 (掘削完了)



完成



【八多川】 (神戸市北区八多町中)

■土石流

保全対象：人家5戸、店舗2軒、
グループホームさくらの家
(主)三木三田線

■砂防堰堤工事

堰堤規模：堤高 9.5m、堤頂長 35.9m
工期：令和2年1月18日～令和4年3月25日

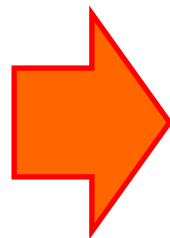
特例措置による民間宅地擁壁復旧の軌跡

【長田区重池町1丁目】



[平成7年]

地震直後の崩壊状況



[平成9年度 完成]

施工直後の状況



[令和6年]

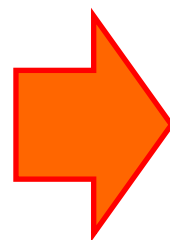
現在の状況

【長田区上池田3丁目】



[平成7年]

地震直後の崩壊状況



[平成8年度 完成]

施工直後の状況



[令和6年]

現在の状況